

平成21年度

函館市高齢者見守りネットワーク事業

報告書

～地域住民が主体的に高齢者を見守っていくことのできる地域を目指して～



平成22年9月

函館市福祉部

目 次

第1章	平成21年度 事業概要	
1	地域包括支援センターの体制	1
2	プロジェクト委員会の解散	2
3	平成21年度からの変更点	2
4	対象町の選定	4
第2章	平成21年度 事業実績	
1	対象町の状況	5
2	実態把握実施状況	7
3	判定会議の判定結果	8
4	事業を通しての意見	10
第3章	平成21年度 対象町の概要	
1	宝来町	12
2	谷地頭町	12
3	末広町	12
4	宇賀浦町	13
5	高盛町	13
6	的場町	13
7	金堀町	14
8	戸倉町	14
9	高丘町	14
10	広野町	15
11	中道1丁目	15
12	中道2丁目	15
13	北浜町	16
14	吉川町	16
15	港町2丁目	16
16	追分町	17
17	戸井地区	17
第4章	評価・考察と事業計画	
1	平成21年度 事業評価	18
2	考察	18
3	事業計画	19

1 地域包括支援センターの体制

(1) 地域包括支援センターの業務

平成18年度から介護保険法の中に位置づけられた「地域包括支援センター」では、本市の委託業務としての「地域支援事業」と、介護予防支援費（介護報酬）で運営される「指定介護予防支援事業」を実施しており、配置職員は業務を兼務しながら一体的に運営されています。

「高齢者見守りネットワーク事業」は、高齢者が可能な限り地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とした「地域支援事業」に位置づけられる事業です。

地域包括支援センターの業務	配置されている職員
<p>【地域支援事業（包括的支援事業）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 高齢者の様々な相談内容に応じた適切な制度や社会資源を利用した総合的な支援 ◆ 高齢者の人権や財産等を守るための支援 ◆ 支援や介護が必要となる恐れのある高齢者に対する介護予防ケアプランの作成 ◆ 地域のケアマネジャーの支援、様々な関係機関とのネットワークづくりによる継続的な支援 <p>【指定介護予防支援事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 要支援者のケアマネジメント 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 保健師 ◆ 社会福祉士 ◆ 主任介護支援専門員 ◆ 事務員 ◆ 介護支援専門員 (介護予防支援業務専任)

ブランチの業務	配置されている職員
<p>【地域支援事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 高齢者の様々な相談に応じ、地域包括支援センターへつなぐ 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 社会福祉主事（任用資格）または准看護師

(2) 平成21年度の体制

平成21年度からは、地域包括支援センターの本来業務である「地域支援事業」の推進のため、地域包括支援センターに配置されている職員のうち、社会福祉士の1名を地域支援事業の専任に位置づけ（以下「専任社会福祉士」という。）、さらにその「専任社会福祉士」は、市や関係機関と地域包括支援センターの連絡調整等の中心的役割を担いました。

2 プロジェクト委員会の解散

平成20年6月に発足した、「高齢者見守りネットワーク事業プロジェクト委員会」（以下「委員会」という。）は、市（高齢者を所管する3部局）、地域包括支援センター、保健所、社会福祉協議会の委員から成り、事業の方向性や内容の検討、進捗状況の報告等を行う目的で、平成20年度末までに計11回開催されました。

平成21年7月に開催された第12回目の委員会では、平成20年度モデル事業の評価・考察、平成21年度の事業の方向性が協議されたことから、委員会は第12回目の開催をもって解散となりました。

今後における事業内容の検討・進捗状況の報告等は、「専任社会福祉士」を中心に、打ち合わせ会議等を開催し実施していくこととしました。

3 平成21年度からの変更点

(1) 実態把握対象者の変更

名簿上の高齢者単身世帯のうち、要支援・要介護認定や介護保険サービスや高齢者福祉サービスを利用している方等は、もうすでに何らかの「見守り活動」の対象となっているため、実態把握の対象者から外すこととしており、平成20年度モデル事業では、

- ・ 要支援・要介護認定を受けていない方
- ・ 介護保険サービスや高齢者福祉サービスを利用していない方
- ・ 生活保護を受給していない方
- ・ 民生委員や在宅福祉委員が関わりのない方

を「誰とも関わりのない高齢者」とし、実態把握の対象者としてしました。

しかし、「生活保護受給世帯」のうち「重点的な指導援助を要しない生活全般において極めて安定した世帯」においては、生活保護ケースワーカーによる家庭訪問が6か月に1回となる場合があることから、平成20年度モデル事業の評価の中で、生活保護ケースワーカーによる家庭訪問は、「見守り活動」としての訪問とは相違があること、また「生活保護受給世帯」が何らかの生活上の問題を抱えていることが多いため、実態把握の対象者含めるべきではないかという意見が出されました。

そこで、平成21年度からは、実態把握対象者の中に「生活保護受給世帯」を含めることとしました。また、実態把握対象者選定の中で、地域包括支援センターと生活保護ケースワーカーの相互の連携体制の構築につながることを期待されます。

(2) 見守り介護スコアの廃止

平成20年度モデル事業では、地域包括支援センターの実態把握の際に「利用者基本情報」、「基本チェックリスト」、「見守り介護スコア」を用い、対象者の生活状況の聞き取りを行いました。

【実態把握使用様式】

様式名	内容	方法
利用者基本情報	日常生活自立度・住居環境・経済状況 家族構成・緊急連絡先 生育歴・一日の過ごし方・趣味 友人や地域との関係・現病歴・既往歴	聞き取り
基本チェックリスト	心身の衰えの指標である生活機能をチェック	対象者記入
見守り介護スコア	見守りの必要度をチェック	聞き取り

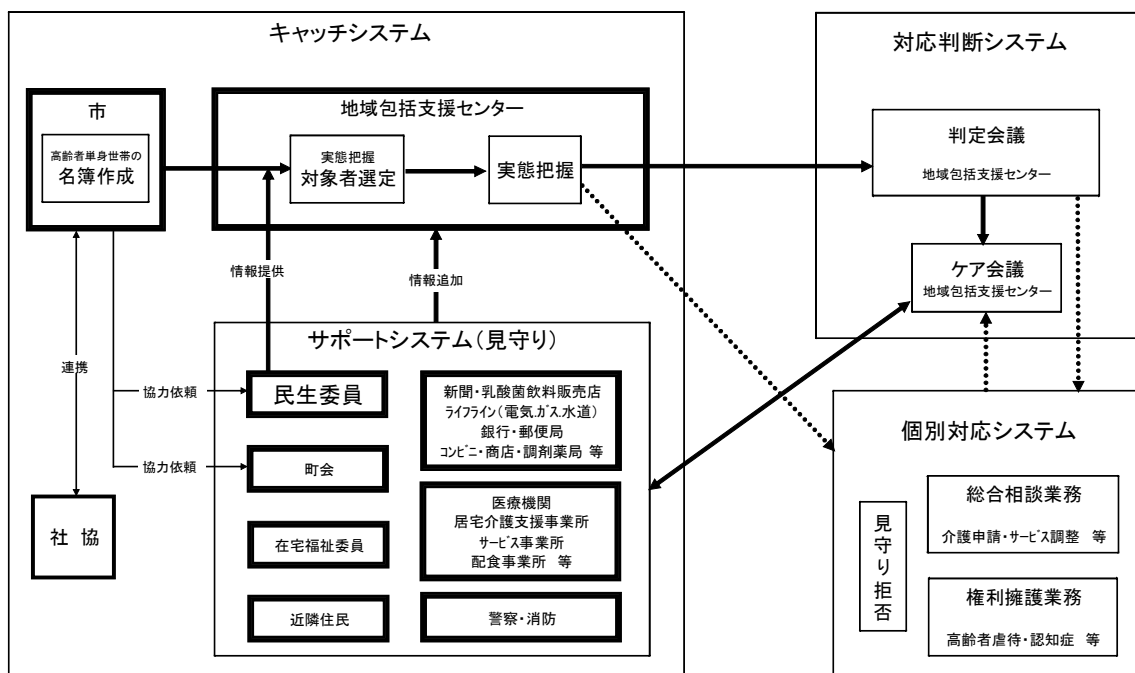
見守り介護スコアは、高齢者の見守りの必要度をチェックするための点数表ですが、ADLが低下している方や介護が必要な方がハイリスクとなる仕組みになっているため、要支援・要介護認定や介護保険サービス、高齢者福祉サービスを利用していない対象者に実施しても、地域から「孤立」している状況との有意差はみられませんでした。介護の必要性ではなく、地域からの「孤立」という視点での「見守り」の必要性を判断するには、対象者の地域における交流や関わりの有無を確認する必要があります。

そこで、平成21年度からは「見守り介護スコア」を廃止し、利用者基本情報の「友人や地域との関係」に関する情報を意識的に聞き取りしていくこととしました。

(3) 判定会議の構成メンバーの変更

地域包括支援センターの実態把握の後は、「地域での見守り」が必要かどうかを判定するための「判定会議」を実施します。(対応判断システム)

～全体の仕組み（フローチャート）～



平成20年度モデル事業では、「地域での見守り」の必要性に対し共通認識を持つことができるよう、プロジェクト委員と6か所の地域包括支援センターの「実態把握担当職員」が合同で「判定会議」を実施しました。

平成20年度モデル事業の評価の中で、6か所の地域包括支援センターの判定基準の足並みが揃ってきたとの意見が出されたことから、平成21年度からは「専任社会福祉士」を中心に、保健師、主任ケアマネジャーの3職種を交え、各地域包括支援センターで「判定会議」を実施することとしました。

4 対象町の選定

(1) 日常生活圏域と民生児童委員連合会

地域包括支援センターは、函館市総合計画において市街地形成の歴史的経過等を考慮し6地区に区分された「日常生活圏域」毎に各1か所設置されています。

一方、民生児童委員連合会は、6ブロック、29「民生児童委員協議会(以下「方面」という。)」から成り、「日常生活圏域」の区分けとは合致していません。

(2) 対象地域の単位

平成20年度モデル事業は、地域包括支援センターと住民組織とのネットワーク構築という視点で非常に有意義であると評価されており、今後「新たな地域の見守り体制」の構築を目指す上で、地域包括支援センターと民生委員との連携体制をさらに強化していく必要があります。

そこで、平成21年度からの実施対象地区を、地域包括支援センターの圏域単位ではなく、「方面」単位で選定していくこととしました。

東部地区は、平成20年度モデル事業で1つの「方面」を終了しているため、その他の「方面」を選定しました。

また、東部地区を除く5圏域については、平成20年度モデル町を含む「方面」を選定することとし、さらにその中の対象町の優先順位は、「在宅福祉委員会」が未設置または休止中、また「高齢者単身世帯率」や「高齢化率」の高さを勘案し、民生児童委員連合会や各「方面」会長と協議の上、決定しました。

【平成21年度対象地域】

圏域	地域包括支援センター	平成20年度モデル町	平成21年度対象地域
西部地区	あさひ	住吉町	第2方面
中央部地区	こ ん	日乃出町	第9方面
東中央部地区	厚生院	上野町	第9・14方面
北東部地区	西 堀	鍛冶2丁目	第23方面
北部地区	よろこび	港町3丁目	第6方面
東部地区	社 協	榎法華地区	第26方面

1 対象町の状況

平成21年8月末現在の本市の高齢者人口は75,604人、高齢化率は26.5%になっていますが、対象町においては、西部地区、東部地区のように30%を超えている町から、北東部地区や北部地区のように20%台前半の町もありました。

また、高齢者単身世帯数においては、平成17年度の国勢調査の15,297件(21.7%)と比較すると、東部地区を除く圏域で、高齢者人口に占める高齢者単身世帯数の割合が高い傾向にありました。

圏域	地域包括支援センター	民生児童委員 連絡協議会	対象町	人口	高齢者人口		高齢者単身世帯数	
				A	B		C	
				(人)	(人)	B/A	(件)	C/B
			全市	284,799	75,604	(26.5%)		
西部地区	あさひ	第2方面	宝来	1,627	625	(38.4%)	234	(37.4%)
			谷地頭	1,600	603	(37.7%)	228	(37.8%)
			末広	1,092	356	(32.6%)	129	(36.2%)
中央部地区	こん	第9方面	宇賀浦	948	293	(30.9%)	109	(37.2%)
			高盛	1,873	550	(29.4%)	213	(38.7%)
			的場	2,344	667	(28.5%)	214	(32.1%)
			金堀	854	136	(15.9%)	46	(33.8%)
東央部地区	厚生院	第14方面	戸倉	1,580	310	(19.6%)	93	(30.0%)
			高丘	3,010	949	(31.5%)	467	(49.2%)
		第9方面	広野	1,204	32	(2.7%)	14	(43.8%)
北東部地区	西堀	第23方面	中道1	2,432	557	(22.9%)	202	(36.3%)
			中道2	4,096	989	(24.1%)	335	(33.9%)
北部地区	よろこび	第6方面	北浜	846	206	(24.3%)	94	(45.6%)
			吉川	682	164	(24.0%)	72	(43.9%)
			港2	1,396	338	(24.2%)	138	(40.8%)
			追分	703	76	(10.8%)	27	(35.5%)
東部地区	社協	第26方面	釜谷	612	207	(33.8%)	64	(30.9%)
			原木・新二見	251	97	(38.6%)	19	(19.6%)
			浜	637	225	(35.3%)	52	(23.1%)
			館・泊・弁才	357	128	(35.9%)	21	(16.4%)
			小安	972	252	(25.9%)	48	(19.0%)
			瀬田来・汐首	574	219	(38.2%)	32	(14.6%)
合計				29,690	7,979	(26.9%)	2,851	(35.7%)

(注) 平成21年度8月末現在

第2章 平成21年度 事業実績

また、高丘町や釜谷町のように介護保険施設等の入所施設がある場合は、高齢者単身世帯数や「サービス利用または施設入所等」の割合が高い傾向にありました。

さらに、「在宅福祉ふれあい事業利用者数」では、在宅福祉委員会が未設置または休止中の町から、谷地頭町のように高齢者単身世帯の5割近くが利用している町もありました。

実態把握対象者に「生活保護受給世帯」を含めたことから、モデル町と比較すると、実態把握候補者数の割合が高い傾向にありましたが、「民生委員等の見守り」がある者も多く、最終的に実態把握対象者の割合は、高齢者単身世帯の17.5%にとどまりました。

対象町	高齢者 単身 世帯数	生保世帯数		サービス利用 または 施設等入所等		在宅福祉 ふれあい事業 利用者数		実態把握 候補者数		民生委員 の見守り・ 生保CW 情報あり	転出・ 転居・ 死亡等	転入・ 住基なし	実態把握 対象者数	
	C	D		E		F		G=C-(E+F)+調整数		H	I	J	K=G-H-I+J	
	(件)	(件)	D/C	(件)	E/C	(件)	F/C	(件)	G/C	(件)	(件)	(件)	(件)	(件)
宝来	234	35	(15.0%)	83	(35.5%)	0	(0.0%)	151	(64.5%)	106	2	1	44	(18.8%)
谷地頭	228	19	(8.3%)	107	(46.9%)	103	(45.2%)	58	(25.4%)	54	3	1	2	(0.9%)
末広	129	13	(10.1%)	22	(17.1%)	13	(10.1%)	96	(74.4%)	52	4	2	42	(32.6%)
宇賀浦	109	18	(16.5%)	35	(32.1%)	38	(34.9%)	53	(48.6%)	53	0	0	0	(0.0%)
高盛	213	44	(20.7%)	52	(24.4%)	36	(16.9%)	143	(67.1%)	126	0	1	18	(8.5%)
的場	214	38	(17.8%)	54	(25.2%)	24	(11.2%)	148	(69.2%)	96	8	0	44	(20.6%)
金堀	46	5	(10.9%)	8	(17.4%)	0	(0.0%)	38	(82.6%)	21	1	0	16	(34.8%)
戸倉	93	6	(6.5%)	23	(24.7%)	0	(0.0%)	70	(75.3%)	33	1	2	38	(40.9%)
高丘	467	22	(4.7%)	345	(73.9%)	50	(10.7%)	89	(19.1%)	58	3	7	35	(7.5%)
広野	14	4	(28.6%)	1	(7.1%)	0	(0.0%)	13	(92.9%)	8	0	0	5	(35.7%)
中道1	202	32	(15.8%)	40	(19.8%)	41	(20.3%)	162	(80.2%)	98	4	1	61	(30.2%)
中道2	335	44	(13.1%)	74	(22.1%)	37	(11.0%)	238	(71.0%)	121	12	6	111	(33.1%)
北浜	94	19	(20.2%)	17	(18.1%)	16	(17.0%)	67	(71.3%)	50	1	4	20	(21.3%)
吉川	72	11	(15.3%)	34	(47.2%)	15	(20.8%)	25	(34.7%)	19	1	1	6	(8.3%)
港2	138	18	(13.0%)	36	(26.1%)	37	(26.8%)	79	(57.2%)	45	2	8	40	(29.0%)
追分	27	0	(0.0%)	10	(37.0%)	21	(77.8%)	4	(14.8%)	1	0	1	4	(14.8%)
釜谷	64	4	(6.3%)	53	(82.8%)	5	(7.8%)	10	(15.6%)	9	0	0	1	(1.6%)
原木・新二見	19	3	(15.8%)	4	(21.1%)	4	(21.1%)	15	(78.9%)	13	0	0	2	(10.5%)
浜	52	7	(13.5%)	18	(34.6%)	10	(19.2%)	32	(61.5%)	28	0	0	4	(7.7%)
館・泊・弁才	21	2	(9.5%)	6	(28.6%)	1	(4.8%)	15	(71.4%)	13	0	0	2	(9.5%)
小安	48	3	(6.3%)	20	(41.7%)	6	(12.5%)	28	(58.3%)	28	0	2	2	(4.2%)
瀬田来・汐首	32	5	(15.6%)	15	(46.9%)	4	(12.5%)	17	(53.1%)	15	1	0	1	(3.1%)
合計	2,851	352	(12.3%)	1,057	(37.1%)	461	(16.2%)	1,551	(54.4%)	1,047	43	37	498	(17.5%)

2 実態把握実施状況

対象町	実態把握対象者数 K (件)	実態把握未実施数 L											実態把握実施数 M	
		(件)	玄関先で終了	不在連絡票	断りの連絡	家不明	家族と同居	宛所不明	後日訪問約束	死亡	転出	その他	(件)	M/K
宝来	44	7	0	7	0	0	0	0	0	0	0	0	37	(84.1%)
谷地頭	2	2	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	(0.0%)
末広	42	7	0	4	2	0	0	1	0	0	0	0	35	(83.3%)
宇賀浦	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(0.0%)
高盛	18	7	0	6	0	0	0	0	0	0	0	1	11	(61.1%)
的場	44	20	6	12	2	0	0	0	0	0	0	0	24	(54.5%)
金堀	16	5	0	3	0	1	0	0	0	0	0	1	11	(68.8%)
戸倉	38	19	7	5	1	1	0	0	1	0	1	3	19	(50.0%)
高丘	35	13	4	6	0	0	0	0	1	0	0	2	22	(62.9%)
広野	5	4	0	1	0	0	0	0	0	0	0	3	1	(20.0%)
中道1	61	28	7	6	2	2	3	0	1	0	4	3	33	(54.1%)
中道2	111	51	10	24	4	4	1	0	0	1	0	7	60	(54.1%)
北浜	20	7	2	2	0	1	1	0	0	0	0	1	13	(65.0%)
吉川	6	2	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	4	(66.7%)
港2	40	19	6	3	0	0	4	0	2	0	0	4	21	(52.5%)
追分	4	2	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	2	(50.0%)
釜谷	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	(100.0%)
原木・新二見	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	(100.0%)
浜	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	(100.0%)
館・泊・弁才	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	(100.0%)
小安	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	(100.0%)
瀬田来・汐首	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	(100.0%)
合計	498	193	42	80	12	9	10	2	6	1	6	25	305	(61.2%)

実態把握対象者 498 件のうち、実態把握が出来たのが 305 件 (61.2%)、残りの約 4 割は実態把握が出来ませんでした。

実態把握が出来なかった理由としては、「訪問して不在連絡票を投函したが連絡がこない」が 80 件と一番多く、次いで「玄関先で挨拶をして終了」の 42 件、「事前に断りの連絡」の 12 件が上位となりました。これらの方々には、何か相談等があった際に地域包括支援センターの連絡先が分かるよう、リーフレットを置いてくる等の対応を徹底しました。

モデル町と比較すると、実態把握対象者に対する実態把握実施割合が高く、「専任社会福祉士」1 名を位置づけたことで、効率的に実態把握を実施することができたと考えられます。

3 判定会議の判定結果

(1) 判定件数

実態把握実施者 305 件については、「専任社会福祉士」を中心に、保健師、主任ケアマネジャーの3職種を交え、各地域包括支援センターで判定しました。

そのうち、すでに家族・知人等から見守りがなされており、地域での見守りが必要ないと判定された方が270件(88.5%)、個別対応となった方が32件(10.5%)となり、最終的に「地域での見守りが必要」と判定された方は3件(1.0%)となりました。

対象町	判定会議判定数	すでに見守りあり		個別対応決定者						見守り決定者		
	N=O+P+Q (件)	O (件)	O/N	P (件)	P					Q (件)	Q/N	
					P/N	ふれあい訪問	介護認定申請	サービス調整	その他			
宝来	37	34	(91.9%)	3	(8.1%)	3	0	0	0	0	0	(0.0%)
谷地頭	0	0	(0.0%)	0	(0.0%)	0	0	0	0	0	0	(0.0%)
末広	35	25	(71.4%)	8	(22.9%)	1	2	1	4	2	(5.7%)	
宇賀浦	0	0	(0.0%)	0	(0.0%)	0	0	0	0	0	0	(0.0%)
高盛	11	10	(90.9%)	1	(9.1%)	0	1	0	0	0	0	(0.0%)
的場	24	20	(83.3%)	4	(16.7%)	0	3	1	0	0	0	(0.0%)
金堀	11	10	(90.9%)	1	(9.1%)	0	1	0	0	0	0	(0.0%)
戸倉	19	18	(94.7%)	1	(5.3%)	0	0	0	1	0	0	(0.0%)
高丘	22	21	(95.5%)	1	(4.5%)	0	0	0	1	0	0	(0.0%)
広野	1	1	(100.0%)	0	(0.0%)	0	0	0	0	0	0	(0.0%)
中道1	33	31	(93.9%)	2	(6.1%)	0	1	0	1	0	0	(0.0%)
中道2	60	58	(96.7%)	2	(3.3%)	0	2	0	0	0	0	(0.0%)
北浜	13	11	(84.6%)	1	(7.7%)	0	0	0	1	1	(7.7%)	
吉川	4	3	(75.0%)	1	(25.0%)	0	0	1	0	0	0	(0.0%)
港2	21	18	(85.7%)	3	(14.3%)	0	1	1	1	0	0	(0.0%)
追分	2	2	(100.0%)	0	(0.0%)	0	0	0	0	0	0	(0.0%)
釜谷	1	1	(100.0%)	0	(0.0%)	0	0	0	0	0	0	(0.0%)
原木・新二見	2	1	(50.0%)	1	(50.0%)	0	0	1	0	0	0	(0.0%)
浜	4	3	(75.0%)	1	(25.0%)	0	0	0	1	0	0	(0.0%)
館・泊・弁才	2	1	(50.0%)	1	(50.0%)	0	0	1	0	0	0	(0.0%)
小安	2	1	(50.0%)	1	(50.0%)	0	0	0	1	0	0	(0.0%)
瀬田来・汐首	1	1	(100.0%)	0	(0.0%)	0	0	0	0	0	0	(0.0%)
合計	305	270	(88.5%)	32	(10.5%)	4	11	6	11	3	(1.0%)	

個別対応となった32件の内訳としては、要介護認定申請につながった方が11名、介護保険サービスや在宅高齢者等サービス等の利用調整を行った方が6名、在宅福祉ふれあい事業の「ふれあい訪問サービス事業」につながった方が4名、その他（「施設入所等の相談に応じた」「精神疾患があり継続的な支援が必要」等）が11名となりました。

（2）地域での見守りが必要と判定された方の概要

判定件数305件のうち、「地域での見守りが必要」と判定された方が3件となりました。

対象者1

68歳、男性。妻とは、40年以上前に離婚しており、市内在住の長女と月1回電話連絡する程度で、周囲との交流の機会ほとんどない。

身の回りのことは自立して行っているが、呼吸機能障害があり、在宅酸素療法を行っている。

時折体調を崩すことあり、定期的な見守りを希望している。

対象者2

85歳、女性。結婚歴はなく、兄弟、親戚は全て他界している。

東京で生活をしてきたが、2年前に生まれ育った函館に戻ってきたばかりで、知人もいない。

身の回りのことは自立して行っているが、連絡を取り合う相手が全くいないことから精神的な不安も強く、定期的な見守りを希望している。

対象者3

74歳、女性。結婚歴はなく、市内に兄と姪が住んでおり、2か月に1回程度お互いの家を行き来することはある。同じ集合住宅に住む友人との交流もあるが、定期的なものではない。身の回りのことは自立して行っている。

親族や友人との交流はあるが、頻度が少なく、独居生活に対する精神的な不安もあり、定期的な見守りを希望している。

（3）見守り協力員の状況

地域での見守りが必要と判定された3名全ての方に、地域での見守り対象者としての「登録申請」を行っていただきました。

なお、対象者3名の見守り協力員は「民生委員」に登録していただきました。

4 事業を通しての意見

(1) 地域での見守り対象者から

地域での見守り対象者の方から、見守り活動を通して、次のような意見をいただきました。

見守り対象者より ～見守り活動を受けて～

- ・ 相談しにくいことも、民生委員が「見守り協力員」になってくれているので、相談しやすい。
- ・ 知人がいないので、話をする相手ができ良かった。
- ・ 元気であることを確認してもらっていることに感謝している。

(2) 民生委員から

平成21年度対象町を担当している民生委員より、事業を通して、次のようなご意見をいただきました。

～良かった点～

- ・ 民生委員だけでは対応が困難な事例でも、地域包括支援センターと協力して対応することができ、負担が減った。
- ・ 担当地域の気になる高齢者について、地域包括支援センターに相談するとすぐに対応してもらえるので助かる。
- ・ 地域包括支援センターで実態把握した対象者の情報を共有できるので、今後の活動に役立てることが出来る。
- ・ 民生委員が関われなかった方も、地域包括支援センターに行ってもらい実態把握することができたので、専門家の関わりはすごいと思った。
- ・ この事業の目的は、新しいことを始めるのではなく、民生委員の取り組みを続けていくことだと分かり安心した。
- ・ 民生委員が何度訪問しても会えなかった方や詳細が分からなかった方も、意外と周囲との交流が多いことが把握できたので良かった。

～課題や検討が必要な点～

- ・ 個人情報の問題が壁になり、活動しにくい。
- ・ 見守り対象者が増えると、民生委員の負担が増える。
- ・ 民生委員には出来ない、地域包括支援センターの専門的な関わり方を教えてほしい。

(3) 函館市民生児童委員連合会会長から

民生委員と地域包括支援センターの「密なる関係」

～函館市高齢者見守りネットワーク事業を通じて～

函館市民生児童委員連合会 会長 高橋 徳吉



「函館市高齢者見守りネットワーク事業」がスタートし丸2年となりました。

これまで、行政・民生委員・地域包括支援センターの連携の下に、この事業が着実に進められてきました。

また、各々のネットワーク構築が図られたこともさることながら、それに付随した様々な効果が見られました。

一つ目は、「民生委員と地域包括支援センターの情報の共有化」が図られたことです。

行政の住民基本台帳のデータを基に、民生委員と地域包括支援センターが持っている高齢者単身世帯の情報を照合することができました。

また、地域包括支援センターで支援している高齢者についても情報交換することができ、民生委員としても地域の高齢者の動向を知ることができました。

二つ目は、「地域包括支援センターと民生委員の連携が密になったこと」です。

民生委員と地域包括支援センターが持っている情報を共有し、お互いに「顔の見える関係」が築けたことにより、以前にも増して地域包括支援センターに民生委員が抱える様々な問題について相談しやすくなりました。

これからも、地域包括支援センターは「高齢者の総合的な支援をする窓口」として、民生委員として非常に「頼れる存在」になっていくのだと思います。

また、この2年を振り返り、この「高齢者見守りネットワーク事業」は他都市に誇れる事業であると思いますが、超高齢社会に対応していくために、今後は、見守り活動に住民パワーをいかに活用していくかが課題になると考えています。

1 宝来町

宝来町は、高齢化率が38.4%と高く、また、町内には介護老人保健施設やグループホーム、ケアハウスがあり、施設内に住所を置いている方もいると考えられますが、高齢者単身世帯数234件のうち「サービス利用または施設等入所等」が83件(35.5%)と平均よりも低くなっていることから、在宅で生活されている方のサービス利用が少ない地域であることが考えられます。

昔ながらの向こう三軒両隣の関係が残る地域ですが、アパートが建ち並ぶ地域では、近隣住民相互の関係性が希薄となっていることが考えられます。

民生委員が町会役員を兼務していることもあり、町会、民生委員のネットワークが構築されている地域です。

また、平成21年度まで休止となっていた在宅福祉委員会が平成22年度から再開されることとなり、より一層地域の見守り活動が充実されることが期待されます。

2 谷地頭町

谷地頭町は、高齢化率が37.7%と高く、また、町内に有料老人ホームやグループホームがあり、高齢者単身世帯数228件のうち「サービス利用または施設等入所等」が107件(46.9%)と多くなっています。

隣接する町と同様に、海側には漁業に従事していた方が多く居住し、函館山の麓側では、道営住宅や古くから居住している住民の持ち家が建ち並び、近隣住民同士が支え合い生活している地域であると考えられます。

民生委員が在宅福祉委員を兼務し、町会と民生委員のネットワークが構築されている地域であり、町会行事も盛んで、高齢者単身世帯のうち「在宅福祉ふれあい事業利用者数」が103件(45.2%)と多い地域です。

また、地域包括支援センターが有料老人ホームと町会の橋渡しを行い、有料老人ホーム入所者が町会行事に参加している等の特色があります。

「サービス利用または施設等入所等」や「在宅福祉ふれあい事業利用者数」が多いことから、最終的に実態把握対象者は2件となりました。

3 末広町

末広町は、高齢化率が32.6%と高く、町内に観光スポットがあるため、古くから居住している住民ばかりではなく、終の棲家として定年後に分譲マンションを購入し住み着いた方も多い地域です。

民生委員が在宅福祉委員を兼務しており、「在宅福祉ふれあい事業利用者数」は13件(10.1%)となっています。

また、マンションでは、オートロック等のため声をかけにくい状況となっていることから、住民が互いに安否確認を行ったり、定例の集会を開くことで交流機会を持つよう努めている等の特色があります。

高齢者単身世帯数129件のうち「サービス利用または施設等入所等」の方が22件(17.1%)と少なく、実態把握対象者は42件(32.6%)と多くなりました。

また、実態把握実施数35件のうち「すでに見守りあり」が25件(71.4%)ですが、「個別対応」も8件(22.9%)と、何らかの見守り活動につながった方も多かったと考えられます。

4 宇賀浦町

宇賀浦町は、高齢化率が30.9%と高く、古くから居住している住民が多い地域であり、高齢者単身世帯数も109件(37.2%)と多くなっています。

漁火通沿いには飲食店や商店があり、生活上の利便性は高い地域と言えます。

民生委員が在宅福祉委員や町会役員を兼務し、各々が連携した取り組みを行っていることから、高齢者単身世帯のうち「在宅福祉ふれあい事業利用者数」が38件(34.9%)と多く、最終的に実態把握対象者は0件となりました。

5 高盛町

高盛町は、高齢化率が29.4%と高く、古くから居住している住民が多い一方、分譲住宅やファミリー向けのアパートが増えている地域です。

高齢者単身世帯数も213件(38.7%)と多く、そのうち「生活保護受給世帯数」も44件(20.7%)と多くなっています。

また、高齢者単身世帯のうち「在宅福祉ふれあい事業利用者数」は36件(16.9%)で、さらに民生委員等の活動が活発で経験豊富な民生委員が地域を熟知していたことから、最終的に実態把握対象者は18件(8.5%)のみとなりました。

6 的場町

的場町は、グリーンベルト沿いを中心に住宅街が広がっており、道営住宅やアパートに居住する高齢者単身世帯が比較的多い地域です。

徒歩圏内の隣接する町には、商店やスーパーマーケットがあり、生活上の利便性は高い地域と言えます。

高齢者単身世帯数214件のうち「在宅福祉ふれあい事業利用者数」は24件(11.2%)で、さらに町会で老人クラブの定例会も毎月1回開催されています。

実態把握対象者44件のうち「訪問して不在連絡票を投函したが連絡がこない」等の理由により、実態把握未実施数が20件と多くなりました。

7 金堀町

金堀町は、高齢化率が15.9%と低く、少年刑務所等の公的施設が建ち並び、公務員宿舎に居住する若い世代が多い地域です。

徒歩圏内の隣接する町には、商店やスーパーマーケットがあり、生活上の利便性は高い地域であると言えます。

町会は隣接する「広野町」を含み構成されており、町会を中心とした防災活動が盛んに行われています。

在宅福祉委員会が未設置であること等から、高齢者単身世帯数46件のうち実態把握対象者数が16件(34.8%)と多くなりました。

また、実態把握実施数11件のうち10件(90.9%)が「すでに見守りあり」となり、家族・知人等からの見守りがなされている方も多いことが明らかになりました。

8 戸倉町

戸倉町は、高齢化率が19.6%と低く、学生向けのアパートと一般住宅が混在しており、昭和40年代以降の時期に居住し始めた住民が多く、住民間の交流も比較的多い地域です。

在宅福祉委員会が休止中であること等から、高齢者単身世帯数93件のうち実態把握対象者数が38件(40.9%)と多くなりました。

また、実態把握実施数19件のうち18件(94.7%)が「すでに見守りあり」となり、家族・知人等からの見守りがなされている方も多いことが明らかになりました。

9 高丘町

高丘町は、高齢化率が31.5%と高く、高齢者単身世帯数も467件(49.2%)と対象町の中で最も多くなっています。また、高齢者単身世帯のうち「サービス利用または施設等入所等」も345件(73.9%)と多くなっており、町内に介護老人福祉施設や養護老人ホーム、救護施設、グループホームがあり、施設内に住所を置いている方が多いと考えられます。

住宅の形態としては一軒屋の比率が高く、町内の福祉施設と高丘町会が防災協定を結ぶ等の体制も構築されています。

また、実態把握実施数22件のうち21件(95.5%)が「すでに見守りあり」となり、家族・知人等からの見守りがなされている方が多いことが明らかになりました。

10 広野町

広野町は、陸上自衛隊陸上駐屯地があり、公務員の宿舎に居住する若い世代が多く、高齢化率は2.7%と低く、さらに、高齢者単身世帯数は14件と対象町の中で最も少なくなっています。

町会は隣接する「金堀町」を含み構成されており、町会を中心とした防災活動が盛んに行われていますが、在宅福祉委員会は未設置となっています。

11 中道1丁目

中道1丁目は、東山墓園通沿いの隣接する町にスーパーマーケットや診療所があり、生活上の利便性は高い地域と言えます。

高齢者単身世帯数202件のうち「サービス利用または施設等入所等」が40件(19.8%)と少なく、比較的サービス利用の必要のない元気な高齢者が多い地域ですが、一方、アパートも多く、近隣住民相互の関係性が希薄となっていることが考えられます。

また、高齢者単身世帯のうち「在宅福祉ふれあい事業利用者数」は41件(20.3%)と多くなっていますが、最終的に実態把握対象者数も61件(30.2%)と多くなりました。

さらに、実態把握実施数33件のうち31件(93.9%)が「すでに見守りあり」となり、家族・知人等からの見守りがなされている方も多いことが明らかになりました。

12 中道2丁目

中道2丁目は、町内に総合診療の医療機関があるほか、東山墓園通沿いの隣接する町にスーパーマーケットや診療所があり、生活上の利便性は高い地域と言えます。

一方、市営住宅やアパートも多く、高齢者単身世帯のうち3分の1以上が集合住宅に居住している地域です。

また、町会への加入率も低下しており近隣住民相互の関係性が希薄となっていることが考えられます。

高齢者単身世帯数335件のうち「在宅福祉ふれあい事業利用者数」は37件(11.0%)であり、実態把握対象者数は111件(33.1%)と多くなりました。

また、実態把握実施数60件のうち58件(96.7%)が「すでに見守りあり」となり、家族・知人等からの見守りがなされている方も多いことが明らかになりました。

1.3 北浜町

北浜町は、高齢化率が24.3%と低くなっていますが、高齢者単身世帯数が94件(45.6%)と多く、さらに生活保護世帯数も19件(20.2%)と多くなっています。町内にあったスーパーマーケットが閉店したことから徒歩圏内に食料品を購入する場所がなく、高齢者の多くは隣接する町にあるショッピングセンター等を利用している状況にあります。

古くから居住している住民が多く、近隣住民同士の交流も盛んな地域で、高齢者単身世帯のうち「サービス利用または施設等入所等」が17件(18.1%)と少なく、比較的サービス利用の必要のない元気な高齢者が多い地域であることが考えられます。

民生委員が在宅福祉委員を兼務していることもあり、ネットワークが構築されている地域であり、在宅福祉委員会は、隣接する「吉川町」と合同で活動を行っています。

1.4 吉川町

吉川町は、JR函館本線と、水産業や造船業等の工場地帯である「浅野町」に挟まれた地域であり、町内には介護老人福祉施設があるため、高齢者単身世帯数が72件(43.9%)、そのうち「サービス利用または施設等入所等」も34件(47.2%)と多くなっています。

また、民生委員が在宅福祉委員兼務し、地域を熟知していたことから、最終的に高齢者単身世帯のうち実態把握対象者は6件(8.3%)のみとなり、そのうち「訪問して不在連絡票を投函したが連絡がこない」、「転出」の2名を除いた全ての高齢者単身世帯を把握することができました。

1.5 港町2丁目

港町2丁目は、隣接する町と同様、海側は水産加工食品等の工場地帯であり、国道を挟むと、昔ながらの住宅街や市営住宅が建ち並ぶ地域であり、高齢者単身世帯数は138件(40.8%)と多くなっています。

大野新道沿いにはスーパーマーケットや診療所があり、隣接する「港町1丁目」には総合病院やショッピングセンターがあり、大変利便性の高い地域です。

民生委員が在宅福祉委員を兼務し、在宅福祉ふれあい事業は、「港町1丁目」と合同で活動を行っています。

実態把握対象者40件のうち「玄関先で終了」、「家族と同居」等の理由により、実態把握未実施数が19件と多くなりました。

1.6 追分町

追分町は、古くから居住している住民が多い地域ですが、最近では新興住宅地に若い世代の住民が流入し、総人口も年々増え、高齢化率は10.8%と低くなっています。

隣接する町にショッピングセンターがあり、生活上の利便性は高い地域と言えますが、町会に未加入の住民が増えており、近隣住民相互の関係性が希薄となっていることも考えられます。

高齢者単身世帯数27件のうち「在宅福祉ふれあい事業利用者数」が21名(77.8%)と多くなっています。民生委員の配置が1名体制であることから、民生委員は、町会や在宅福祉委員会と連携しながら活動しています。

1.7 戸井地区

戸井地区は、総人口の減少とともに高齢化が進み、「小安町」を除く全ての町で高齢化率が30%台となっています。

また、「釜谷町」を除き、高齢者単身世帯数の割合が10%~20%台と低く、高齢になっても漁業などの自営業を家族と一緒に続ける高齢者が多く、向こう三軒両隣の関係が残る地域です。

「釜谷町」に介護老人福祉施設があり、高齢者単身世帯数64件のうち「サービス利用または施設等入所等」が53件(82.8%)と多くなっています。また、圏域内に居宅サービス事業所があり、「小安町」、「瀬田来町」、「汐首町」で「サービス利用または施設等入所等」が多くなりました。

もともと民生委員による福祉マップ作成や安否確認活動が行われていましたが、平成21年度からは在宅福祉委員会も設置され、より一層地域の見守り活動が充実されることが期待されます。

また、民生委員が地域を熟知していたことから、実態把握対象者数が少なく、さらに、実態把握実施率も100%で、全ての高齢者単身世帯を把握することができました。

1 平成21年度 事業評価

平成21年度の本事業の取り組みから以下のことが評価できると考えます。

- ◇ 民生委員との連携強化
 - ・ 平成21年度の対象地域を「方面」単位で選定したことにより、地域包括支援センターと民生委員の連携をより一層強めることができた。
 - ・ 平成22年2月には「平成21年度 函館市民生児童委員協議会会長・副会長研修会」が開催され、本事業の概要報告をはじめ、民生委員と地域包括支援センターの相互の連携について有意義な意見交換の機会を得ることができた。
- ◇ 町会や在宅福祉委員会との連携
 - ・ 地域包括支援センターが選定された対象町へ出向き、町会関係者と情報交換することで、在宅福祉委員会等の活動状況が把握できた。
 - ・ 地域包括支援センターの役割を周知することができたことから、地域包括支援センターが在宅福祉ふれあい事業の活動に招かれる等のきっかけとなった。
 - ・ 地域の高齢者の実態のみならず、地域の特徴や課題等について把握することができた。
- ◇ 生活保護ケースワーカーとの連携
 - ・ 実態把握対象者に「生活保護受給世帯」を含めたことにより、地域包括支援センターと生活保護ケースワーカーが協議して実態把握対象者を選定する機会が生まれ、今後の連携強化のきっかけとなった。

2 考察

平成21年度は、平成20年度モデル事業の評価から事業の実施方法を一部変更したこともあり、結果的には本格実施と位置付けつつも、試行的な面もある事業実施となりました。

しかし、モデル事業同様、「地域包括支援センター」と「民生委員」、「町会」とのネットワーク構築という視点では非常に有意義な事業であることから、全市域拡大に向け事業を継続実施していく必要があります。

また、「地域での見守りが必要」と判定された3名に対する見守り協力員の登録が「民生委員」のみであったことから、今後は見守り協力員の人材育成・発掘を同時に進めていく必要があります。

特に、町会や高齢者の見守りに関心のある民間業者とのネットワークを広げ、見守りが必要な高齢者を多方面から見守るという仕組みの構築が喫緊かつ重要な課題であります。

3 事業計画

平成20年度モデル事業と平成21年度の取り組みの評価から、本事業の全市域拡大に向け平成22年度からの地域包括支援センターの体制整備および事業計画を作成しました。

(1) 平成22年度 地域包括支援センターの体制

平成21年度は、地域包括支援センターに配置されている職員のうち、社会福祉士の1名を地域支援事業の専任に位置づけ本事業を推進してきましたが、平成22年度以降は本事業を全市域に拡大していくため、平成21年度を上回る業務量が想定されます。

そこで、本事業のみならず「地域支援事業」のさらなる充実を期待し、平成22年度からの地域包括支援センターの職員配置を見直すこととしました。

【平成22年度地域包括支援センター体制】

圏域	地域包括支援センター	3職種職員配置基準		差
		平成21年度	平成22年度	
西部地区	あさひ	3	4	+1
中央部地区	こ ん	4	7	+3
東央部地区	厚生院	4	8	+4
北東部地区	西 堀	5	10	+5
北部地区	よろこび	3	3	0
東部地区	社 協	3	3	0
合計		22	35	+13

(注) 単位「人」

(2) 平成22～23年度 事業計画

平成22年度以降の対象地域の選定は、平成21年度同様「方面」単位で行うこととし、さらに平成23年度末を目途に全市域を網羅できるよう、事業計画を作成しました。

【平成22～23年度事業計画】

圏域	地域包括支援センター	平成22年度対象地域	平成23年度対象地域
西部地区	あさひ	第2・3方面	第3・1・4方面
中央部地区	こ ん	第6・7・8・5方面	第5・10・11・4方面
東央部地区	厚生院	第14・17・16・12方面	第12・15・13方面
北東部地区	西 堀	第23・18・22・25方面	第25・19・24・21・20方面
北部地区	よろこび	第6・18方面	第18・19方面
東部地区	社 協	第27・29方面	第29方面

(注) 実施予定順に記載

平成 21 年度 函館市高齢者見守りネットワーク事業報告書

発行：函館市福祉部介護高齢福祉課

〒 040 - 8666 函館市東雲町 4 番 13 号

Tel 0138 - 21 - 3026

Fax 0138 - 26 - 5936
